

目黒区工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、当該工事の監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事請負者の適切な選定及び適正な施工の確保に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、原則として一件の契約金額が500万円を超える請負工事（単価契約は除く。）について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 目黒区契約事務規則（昭和39年3月目黒区規則第6号）第62条第1項第2号及び第3号に規定する監督員
 - (2) 目黒区契約事務規則第64条第1項に規定する検査員
- 2 前項第1号に規定する監督員は、目黒区工事施行規程（昭和49年5月目黒区訓令甲第12号）第17条に基づく監督基準に規定する総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 監督員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。
- (2) 検査員は、検査（清算検査及び材料検査を除く。）を完了したときは、速やかに評定を行う。ただし、完了検査の場合は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第5条 各評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について次条から第9条に定めるところにより評定を行う。

(主任監督員及び担当監督員の評定内容及び方法等)

- 第6条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の項目について、評定を行う。
- 2 前項の評定は、別記第2様式から第5様式までに定める工事成績評定項目別評定表（以下「評定項目別評定表」という。）により行う。
 - 3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により、総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定内容及び方法等)

- 第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、評定表の各評定項目（「法令遵守等」の項目を除く。）について評定を行う。
- 2 総括監督員は、評定表の評定項目中「法令遵守等」について評定を行う。
 - 3 前項の評定は、別記第6号様式に定める評定項目別評定表により行う。
 - 4 総括監督員が第1項及び第2項により評定した結果をもって監督員が行う工事成績評定とする。

(検査員が行う評定内容及び方法等)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について評定を行う。

2 前項の評定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 評定は、検査成績評定表（別記第7号様式）により行う。

(2) 細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表（別記第8号様式）により行う。

3 検査員は、前項により行った評定の結果を検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、当該評定対象の工事（以下「当該工事」という。）の検査事務を主管する総務部契約課長（以下「契約課長」という。）へ報告する。

4 第1項及び第2項により評定した検査成績をもって検査員が行う工事成績評定とする。

5 検査員は、全ての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

（評定結果のとりまとめ）

第9条 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点とをとりまとめ、評定表及び工事成績評定報告書（別記第9号様式。以下「報告書」という。）に評定結果を記録する。

（評定結果の報告等）

第10条 総括監督員である当該工事を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）は、評定の結果について当該工事を主管する部の部長（工事施行規程第2条第2号に規定する部長をいう。）へ報告する。

（評定結果の送付）

第11条 工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により契約課長へ送付する。

（評定結果の通知）

第12条 工事主管課長は、工事成績評定通知書（別記第10号様式、別記第10号様式の2）により、速やかに当該工事の請負者へ評定の結果を通知する。

（説明責務）

第13条 工事主管課長は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（苦情申立ての周知）

第14条 工事主管課長は、前条の規定による説明の内容について不服がある者に対し、別に定めるところにより、苦情申立てを行うことができることを知らせなければならない。

（評定の修正）

第15条 総括監督員又は検査員は、苦情申し立てに係る審査の結果及びその他の理由により工事成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該工事成績評定を修正することができるものとする。

2 前項により工事成績評定を修正する場合は、第9条から第12条までの規定を準用するものとする。

（実施細目）

第16条 この要綱の実施について必要な細目は、別に部長が定める。

付 則 (平成 18 年 3 月 24 日付け 目総施第 134 号決定)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日以後に契約を締結する請負工事に適用する。
- 2 総務部施設課が主管する請負工事における第 2 条の規定の適用については、当分の間、「250 万円を超える」とあるのは、「1000 万円以上の」とする。

付 則 (平成 21 年 4 月 1 日付け 目総施第 1051 号決定)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日以後に契約を締結する請負工事に適用する。
- 2 総務部施設課が主管する請負工事における第 2 条の規定の適用については、当分の間、「250 万円を超える」とあるのは、「500 万円以上の」とする。

付 則 (平成 22 年 3 月 9 日付け 目総施第 4527 号決定)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する（平成 22 年 4 月 1 日以後に契約を締結する請負工事から適用する）。

付 則 (平成 22 年 11 月 1 日付け 目総施第 2819 号決定)

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する（平成 22 年 11 月 1 日以後に契約を締結する請負工事から適用する）。

付 則 (平成 23 年 4 月 1 日付け 目総契第 2575 号決定)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する（平成 23 年 4 月 1 日以後に契約を締結する請負工事から適用する）。

付 則 (平成 28 年 3 月 2 日付け 目総契第 7840 号決定)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する（平成 28 年 4 月 1 日以後に契約を締結する請負工事から適用する）。

別記

・ 工事成績評定表	第 1 号様式
・ 工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）	第 2 号様式
・ 工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）	第 3 号様式
・ 工事成績評定項目別評定表（創意工夫と熱意）	第 4 号様式
・ 工事成績評定項目別評定表（社会的貢献）	第 5 号様式
・ 工事成績評定項目別評定表（法令遵守等）	第 6 号様式
・ 検査成績評定表（土木）	第 7 号様式
・ 検査成績評定表（建築）	第 7 号様式の 2
・ 検査成績評定表（機械）	第 7 号様式の 3
・ 検査成績評定表（電気）	第 7 号様式の 4
・ 検査成績評定項目別評定表（土木）	第 8 号様式～第 8 号様式の 20
・ 検査成績評定項目別評定表（建築）	第 8 号様式の 21
・ 検査成績評定項目別評定表（機械）	第 8 号様式の 22
・ 検査成績評定項目別評定表（電気）	第 8 号様式の 23
・ 工事成績評定報告書	第 9 号様式
・ 工事成績評定通知書	第 10 号様式
・ 工事成績評定通知書（再評価）	第 10 号様式の 2
・ 指示書	第 11 号様式
・ 改善指示書	第 12 号様式
・ 改善命令書	第 13 号様式
・ 改善報告書	第 14 号様式
・ 工事成績評定記録簿	第 15 号様式